**平成２３年（フ）第６７５号**
名古屋市港区宝神１丁目92番地の２
破産者　合資会社成瀬製作所
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７５５号**
名古屋市千種区仲田２丁目14番17号
破産者　有限会社アーン
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７４４号**
神戸市兵庫区駅前通４丁目１番19号
破産者　大阪航空サービス株式会社
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２０７０１号**
群馬県太田市泉町1454
破産者　臼田　善二
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２０７０２号**
群馬県太田市泉町1454
破産者　臼田　良江
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４４３９号**
東京都足立区入谷９丁目18番19号
破産者　株式会社ドレスファイル
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４４４０号**
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町１丁目８―16―101
破産者　西　　宏司
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８３号**
静岡市清水区七ツ新屋371―２
破産者　オータムハート株式会社
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６０号**
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本725番地の４
破産者　加藤開発工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

**平成２１年（フ）第１０６６号**
神戸市灘区篠原北町２丁目２番12号、住民票上の住所神戸市灘区鶴甲３丁目13番15―309号
破産者　藤次　和哉
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４３号**
広島県呉市西中央１丁目６番６号
破産者　有限会社バス食堂呉店
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第１号**
徳島県小松島市南小松島町14番17号
破産者　小松島タクシー集金有限会社
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６１号**
群馬県太田市東別所町293番地７
破産者　株式会社ファーストホーム
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第２５号**
群馬県太田市宝町80番地２
破産者　株式会社コーテック
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２２年（フ）第２０６５号**
神奈川県大和市中央７丁目５番９号
破産者　株式会社東洋資材
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第９４号**
愛媛県西予市城川町下相1160番地１
破産者　有限会社クロセ
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２２年（フ）第１４８号**
福岡県うきは市浮羽町古川1099番地の15
破産者　株式会社新泉荘
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第８５号**
群馬県伊勢崎市宮子町3463番地13
破産者　株式会社ディグノプラン
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１４９号**
愛知県新城市長篠宮ノ前８－１、住民票上の住所群馬県伊勢崎市山王町1139番地２　バイオレット98Ａ303
破産者　小野田純也
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

**平成２１年（フ）第１７２９号**
埼玉県朝霞市泉水２丁目１番14―504号
破産者　有限会社アサカ技建
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１４号**
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番28号
破産者　有限会社埼玉百年茶販売
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第７０９号**
愛知県清須市朝日城屋敷24番地
破産者　中日本エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４１号**
三重県松阪市大黒田町1471番地２
破産者　佐藤　光晴
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部